

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																	
八尾土木事務所	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが2件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="468 600 1629 873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和3年11月8日</td> <td>令和3年11月9日</td> <td>令和3年12月6日</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年2月8日</td> <td>令和4年2月7日</td> <td>令和4年2月7日</td> <td>1,370円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和3年11月8日	令和3年11月9日	令和3年12月6日	360円	B	令和4年2月8日	令和4年2月7日	令和4年2月7日	1,370円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>過誤払旅費については、戻入処理を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。 今後は、所属職員に対して登録時及び承認時に重複登録がないかを確認するよう注意喚起を行うとともに、旅費支給事務の際には、引き続き複数人による旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づいた適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額													
		当初入力日	重複入力日																	
A	令和3年11月8日	令和3年11月9日	令和3年12月6日	360円																
B	令和4年2月8日	令和4年2月7日	令和4年2月7日	1,370円																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月29日）